

夏の交通事故防止運動

令和7年7月11日(金)～7月20日(日)

1.子どもと高齢者の交通事故防止

- 道路を横断する時は、飛び出さず、一旦止まって左右の安全を良く確認しましょう。
- 早朝、夕暮れ時、夜間外出する時は、明るい色の服装に夜光反射材を着用しましょう。
- 横断歩道があるところでは、必ず横断歩道を渡るとともに、横断歩道の中央にさしかかった時には、左側から車が来ないか、もう一度左側の確認をしましょう。



2.飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、悪質・危険な犯罪行為です。
一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い意志を持って、悪質・危険な飲酒運転を根絶しましょう。



3.自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と安全利用の推進

- 「道路交通法」や「かごしま自転車条例」「自転車安全利用五則」に定められた交通ルールを守るとともに、万が一の交通事故に備えてヘルメットを着用し、損害賠償保険に加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全運転
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

4.全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時に命を守る大切な装備です。全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底しましょう。



【事務局：鹿児島県 男女共同参画局 暮らし共生協働課】